

緑鮮やかな多目的球技場

Hawaiians Stadium Iwaki

ハワイアンズスタジアムいわき
(いわきグリーンフィールド)

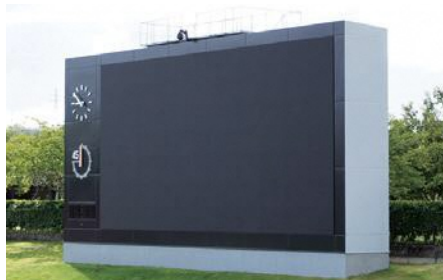
サッカー、ラグビーに利用でき、各種大会にも幅広く利用されます。



●更衣室



●アロハフィールド (多目的広場)



●大型映像装置

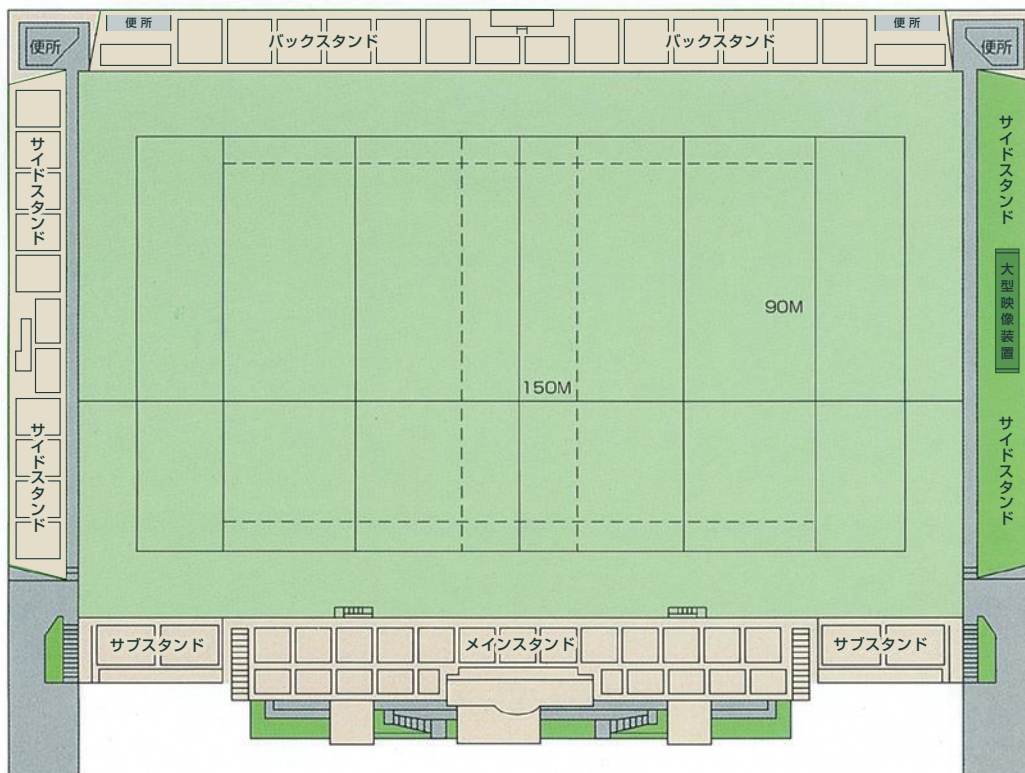


●室内ウォームアップ



●医務室

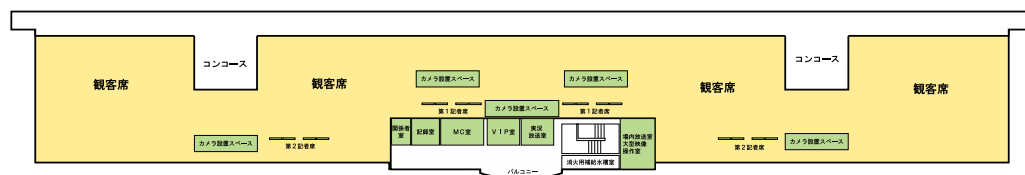
ハワイアンズスタジアムいわき 平面図



施設案内

- VIP室
- 関係者室
- テレビ放送室
- 場内放送室・大型映像操作室
- 実況放送室
- MC室

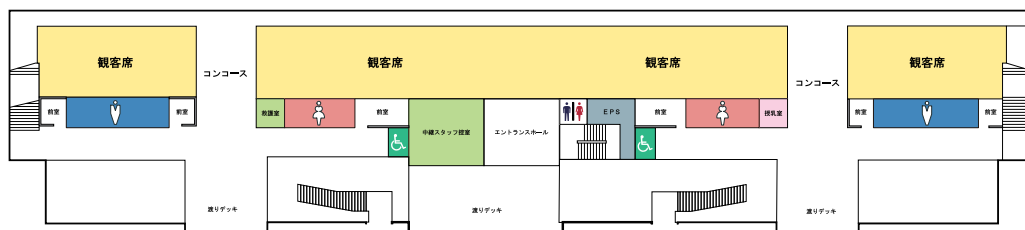
3F



施設案内

- メインスタンド
- 中継スタッフ控室
- 救護室
- 授乳室

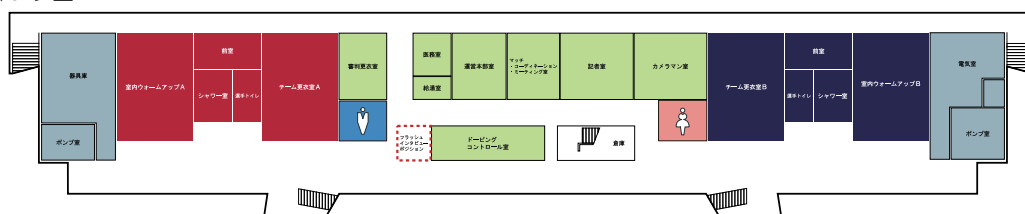
2F



施設案内

- グラウンド
- バックスタンド
- サイドスタンド
- チーム A・B
- 運営本部室
- カメラマン室
- 記者室
- 審判更衣室
- 医務室
- 給湯室
- 電気室
- ポンプ室
- 器具庫
- マッチコーディネーションミーティング室
- ドーピングコントロール室
- 更衣室、室内ウォームアップ、前室、シャワー室、トイレ

1F



ハワイアンズスタジアムいわき

(いわきグリーンフィールド)

利用のご案内



ハワイアンズスタジアムいわきは、1995(平成7年)年に開かれた第50回国民体育大会(ふくしま国体)の競技施設として整備されました。最大の特徴である常緑の天然芝が、選手たちのプレーを演出します。



スタジアム内は、スタンドとフィールドとの一体感を味わうことができ、ゆったりとした座席スペースに加え、迫力あるプレーを間近で観戦することができます。

施設概要

1. 位 置／いわき市常磐水野谷町竜ヶ沢308
2. 敷 地 面 積／約2.7ha
3. 総 工 費／約15億円(供用開始時)、21億6千万円(改修費)
改修内訳：約16億7千万円(ハワイアンズスタジアムいわき)
約 4億9千万円(アロハフィールド)
4. 収 容 人 員／6,400人
(メインスタンド：1,594人、サブスタンド：640人、
バックスタンド：2,328人、北サイドスタンド：650人)
芝生スタンド：1,188人)
5. 規 模／長軸方位：南北
メインスタンド建築面積：1,384.16㎡、
メインスタンド延床面積：1,779.94㎡、
メインスタンド最高高さ：13.54m
メインスタンド階数：地上3階
メインスタンド構造：鉄筋コンクリート造
(一部プレキャストコンクリート造) 枕と直接基礎併用
グラウンド面積：13,320㎡
(長軸130.88m、短軸78.85m)(洋芝張り)
6. 諸 室／運営本部室、ミーティング室、ドーピングコントロール室、
更衣室(3ヶ所)、シャワー室(2ヶ所)、前室(2ヶ所)
室内ウォームアップ室(2ヶ所)、カメラマン室、記者室、医務室、
授乳室、救護室、中継スタッフ控室、実況放送室、MC室、
場内放送室、大型映像放送室、関係者室、VIP室、記録室
7. 竣 工／平成7年2月
改修工事 令和5年3月
8. 供 用 開 始／平成7年4月
9. 利 用 種 別／サッカー、ラグビーフットボール
10. 駐 車 場／メイン駐車場:650台、サブ駐車場:397台、
屋内多目的広場駐車場:105台、
コミュニティ広場東駐車場:51台、コミュニティ広場西駐車場:245台、
コミュニティ広場南駐車場:20台、コミュニティ広場北駐車場:44台
11. 使 用 料／裏面

使用上の注意

1. 団体使用に限ります。
2. 使用に際しては、ヨークいわきスタジアム窓口に「許可書」を提示してください。
3. 使用時間については、準備、後片付けの時間を含めて申請してください。
4. 使用後の清掃については、グラウンドの整備、施設及びその周辺を含め使用者が責任を持って行ってください。
5. グラウンド以外では、スパイクははかないでください。

禁止されています

●他の利用者の「迷惑となるような行為」は、すべて禁止しています。

1. 指定された場所以外のところに車両を乗り入れ、又は駐車しないでください。
2. 物をこわしたり、汚したりしないでください。
3. 植物を取ったり、傷つけないでください。
4. はり紙、はり札、その他広告物は表示しないでください。
5. 立ち入り禁止区域内に立ち入らないでください。
6. ゴミは持ち帰ってください。
7. ゴルフの練習はしないでください。
8. 拡声器、ラジオ等で著しい騒音を出さないでください。
9. 飲食はハワイアンズスタジアムいわきにおいてはスタンド、アロハフィールドにおいては人工芝外で行ってください。

使用制限について

ハワイアンズスタジアムいわきについては、芝生の養生、補修、芝刈のため利用制限を設けています。

- 1週間に2日
- 1日当たりの使用時間
ハワイアンズスタジアムいわき(180分以内)



有料施設利用について

- 休館日／火曜日と12月29日～1月3日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日になります。）
- 使用時間／午前9時～午後5時

受付

- 受付開始／使用希望日の3カ月前の属する月の初日（年末年始で受付ができない場合は、その翌日）
- 受付時間／8：30～17：00（窓口）（使用当日の追加使用以外は、17：00以降は受付いたしません。）

申請方法

所定の申請書により行う。（申請書の持ち帰りはできません。）
電話・郵便・FAX等での申し込みはできません。（空き状況の問い合わせにはお答えします。）

供用日

条例に定められた休館日以外でも、次の場合は管理運営上使用できません。

- (1) 芝生の更新・養生期間及び補修が必要な場合
- (2) 大会等で施設の整備点検、清掃が必要な場合
- (3) 雨及び雪等でグラウンドコンディションが不良のため、使用に耐えない場合
- (4) その他施設管理上の必要がある場合

受付の場所

〒972-8321
いわき市常磐湯本町上浅貝110-33 ヨークいわきスタジアム内
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
TEL 0246 (43) 0033 FAX 0246 (43) 1401

使用許可と使用料

使用許可

原則として使用料納入時に、「許可書」の発行をもって行います。
使用許可を受けた後は、使用日及び使用時間等の変更はできませんのでご注意ください。

使用料

使用申し込み時に受付にて現金で納入してください。なお、使用料は、原則として返還いたしません。

1. ハワイアンズスタジアムいわき使用料

使用区分				金 額	
				A 午前9時から午後6時まで	B 午前9時から午後6時まで
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一 般	平 日	1時間につき 3,080円	1時間につき 3,850円
			日曜日等	1時間につき 3,850円	1時間につき 4,810円
		高校生以下（高専校生を含む）	平 日	1時間につき 1,540円	1時間につき 1,920円
			日曜日等	1時間につき 1,920円	1時間につき 2,400円
	その他の行事である場合	平 日	1時間につき 15,400円	19,250円	
		日曜日等	1時間につき 19,250円	24,050円	
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一 般	平 日	最高入場料の125人分に相当する額	
			日曜日等	最高入場料の150人分に相当する額	
		高校生以下（高専校生を含む）	平 日	1時間につき 7,700円	1時間につき 9,600円
			日曜日等	1時間につき 9,600円	1時間につき 12,000円
	その他の行事である場合	平 日	最高入場料の200人分に相当する額		
		日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額		

2. 付属設備使用料

設 備 区 分 単 位			金 額	
			アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	その他の行事である場合
夜間照明設備	全灯を使用する場合	1時間	17,180円	85,910円
	2分の1灯を使用する場合	1時間	8,590円	17,180円
	4分の1灯を使用する場合	1時間	4,290円	8,590円
大型映像装置	1時間	6,900円	13,810円	
スコアボード	1時間	550円	1,100円	
放送設備	1日	550円	1,100円	
諸 室	1室1時間	550円	1,100円	
温水シャワー	1室1時間	1,650円	3,300円	

1. アロハフィールド使用料

使用区分				金 額（2分の1面の使用料は、それぞれ2分の1相当額）	
				A 午前9時から午後6時まで	B 午前9時から午後6時まで
アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一 般	平 日	1時間につき 2,550円	1時間につき 3,190円	
			日曜日等	1時間につき 3,190円	1時間につき 3,980円
		高校生以下（高専校生を含む）	平 日	1時間につき 1,270円	1時間につき 1,590円
			日曜日等	1時間につき 1,590円	1時間につき 1,990円
	その他の行事である場合	平 日	1時間につき 12,750円	1時間につき 15,950円	
		日曜日等	1時間につき 15,950円	1時間につき 19,990円	

2. 付属設備使用料

設 備 区 分		単 位	金 額
夜間照明設備	全灯を使用する場合	1時間	1,840円
	2分の1灯を使用する場合	1時間	920円
	4分の1灯を使用する場合	1時間	610円

- 備考 1. 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
2. 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
3. この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

